

林野特産物(林野雜産物を含む。)補償の未払い状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十六年五月三十一日

山本伊三郎

参議院議長 松野鶴平殿

林野特産物(林野雑産物を含む)補償の未払い状況に関する質問主意書

昭和二十七年七月四日閣議了、解調達規第二号「駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱」に基づく「林野特産物損失補償額算定基準」(昭和二十八年八月十九日調達規第十六号)により、国が補償金を支払うべきものと確定しているものうち、当該予定補償金の未払い状況を、年度別、地区別ならびに当事者別に明示された。